

# 訴 状

2019年2月12日

京都地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 瀧 浩 子

同 弁護士 大 杉 光 子

同 弁護士 吉 田 容 子

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

## 第1 請求の趣旨

- 1、被告は原告牟田和恵に対し、金660万円及びこれに対する2018年7月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
  - 2、被告は原告岡野八代に対し、金220万円及びこれに対する2018年7月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
  - 3、被告は原告伊田久美子に対し、金110万円及びこれに対する2018年7月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
  - 4、被告は原告古久保さくらに対し、金110万円及びこれに対する2018年7月18日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
  - 5、被告は別表1記載のツイートをすべて削除せよ。
  - 6、被告は別紙ツイート目録記載の文章を、本判決確定の日から6カ月間、固定ツイートとして自らのツイッター上に掲載せよ。
  - 7、訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決ならびに第1項ないし第4項につき仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1、当事者

(1) 原告牟田和恵（以下「原告牟田」という）は、大阪大学人間科学研究科教授であり、専門は社会学およびジェンダー論である。

原告岡野八代（以下「原告岡野」という）は、同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授であり、専門は政治学・政治思想及びフェミニズム理論である。

原告伊田久美子（以下「原告伊田」という）は、大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授であり、専門はイタリア語学・文学及びジェンダー論である。

原告古久保さくら（以下「原告古久保」という）は、大阪市立大学人権問題研究センター准教授であり、専門は近現代女性史・ジェンダー論である。

(2) 原告らは独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（以下「科研費」という）の助成を受けた研究「ジェンダー平等社会の実現に資する研究と運動の架橋とネットワーク」(平成26-29年度科学研究費基盤(B)26283013)（以下「本研究」という）の研究分担者であり、原告牟田は研究代表者であった。

(3) 被告は自由民主党に所属する衆議院議員である(2期目)。

被告は安倍晋三首相を擁する細田派に所属し、自由民主党女性局次長、政務調査会外交部会副部長である。現在、衆議院内閣委員会、外務委員会、科学技術・イノベーション推進特別委員会、災害対策特別委員会の委員である。

## 2、科研費について

### (1) 意義

現在、全国の大学や研究機関において、様々な研究活動が行われているが、科学研究費補助金/学術研究助成基金助成金(以下「科研費」という)は、こうした研究活動に必要な資金を研究者に助成する仕組みの一つである。

科研費は、人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビュー(同業者(peer)が審査すること(review)で、科研費においては、学術研究の場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価するシステム)による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものである。科研費はすべての研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支えることにより、科学の発展の種をまき、芽を育て、ひいては「学問の自由」を基底から支えるものとして、大きな役割を果たしている。

### (2) 配分審査

科研費の配分審査の基本的な考え方は、文部科学省の諮問機関である科学技術・学術審議会が決定する「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に拠っている。これを踏まえて、日本学術振興会は科研費の審査・評価を行う組織として科学研究費委員会を設置して審査方針等を定め、同じく同振興会が設置する学術システム研究センターが選考した審査委員が、審査領域ごとに委員会に分かれ審査を行う。透明性確保のため、審査結果や任期が終了した審査委員の名簿は公開されている。

研究成果等は、各研究者によって論文・書籍等の形で公表されるほか、成果の概要が国立情報学研究所の「科学研究費助成事業データベース(KAKEN)」を通じて、広く公開されている。(以上、甲15)

## 3、本研究について

### (1) 本研究の目的・内容

本研究の目的は、日本社会のジェンダー平等実現のために、調査研究・文献研究・実践活動の三つの方法を通じて、新たな形・次元でのジェンダー・フェ

ミニズム研究を構築することである(甲17、甲18)。本研究の成果は、計67本の書籍・論文として刊行されており、前記データベースページに概要が示されている(甲19の1～5)。

本研究の三つの方法論のうち、とくに実践活動と結びついた研究成果の獲得は、本研究に欠かせない重要な特徴の一つである。

そもそも、フェミニズムは、女性たちがその社会的地位の低さや劣位ゆえの差別に抵抗・抗議する社会運動として始まり、その運動に応える形で、男性優位の社会構造を分析する理論としてフェミニズム研究が生まれた。フェミニズム研究は運動との相互作用として発展したのである。ところが、近年、世界的に、精緻化したフェミニズム研究と運動との断絶が指摘されており、それを克服するものとしての新たなフェミニズム研究が模索されている。

本研究もそうした試みとして、さまざまな社会運動の現場で活動する女性たちに、フェミニズムの観点からその活動を振り返り整理する場を提供し、彼女たちの取り組みを考察・分析する中で、研究者たちは、その運動の新たな社会的意味を見だし、ジェンダー平等への途に位置づけ、理論的に考察した。

## (2) 本研究の研究費

本研究は、文部科学省所管の独立行政法人日本学術振興会の科学研究費基盤研究(B)に採択され、2014年度から2017年度(平成26年度から29年度)まで、4年間にわたる助成を受けた。

2014(平成26)年度基盤研究(B)は1万0863件の応募があり、うち採択は2580件、採択率は23.8%であり、一件当たりの配分額は平均で約482万4000円であった(但し初年度分)。また、本研究が採択された総合人文社会分野・ジェンダー細目では、応募件数12件中、採択されたのは2件であり、本研究がそのうちの1件であった(甲16)。

原告らの本研究は、前記の審査手続きを経て、科研費助成にふさわしい学術研究であると認められ、助成が決められたのである。

本研究は、4年間一貫して、研究代表者1名・研究分担者6名で遂行され、研究グループの計7名に対し4年間で計1755万円(初年度299万円、2年目364万円、3年目585万円、4年目507万円)の助成がなされた(直接経費1350万円、間接経費405万円)。研究グループは、論文47件、学会等報告15件、図書5件等の成果を挙げた(甲19の1～5)。

なお、科学研究費助成金の執行は、研究代表者による配分にしたがって、各研究者の所属する大学においてなされるものであり、本研究においても同様である。

#### 4、被告による不法行為

(1) 被告は、本研究について、ねつ造である、研究費を流用している、嘲笑すべき内容であるなど、事実と反するまたは自らの無理解による非難をして、原告らの研究者としての社会的評価を低下させ、名誉感情を害する等して、研究者としての存在意義を否定した。

詳しくは4(2)記載のとおりであり、それらは4(3)記載の各媒体によって発せられたものである(別表1～5)。

#### (2) 発言内容

ア、科研費を不正に使用したなどと疑わせる内容

① 原告らは、研究目的であるフェミニズム視点からのジェンダー平等を進めるため、シンポジウムを行った(2016年2月27日「出会う、つながるフェミニズム」)が、これは、さまざまな社会運動の現場で活動する女性たちに、フェミニズムの観点からその活動を振り返り整理する場を提供し、彼女たちの取り組みを考察・分析する中で、原告らが、その運動の新たな社会的意味を見だし、ジェンダー平等への途に位置づけ、理論的に考察したものであった。

それにもかかわらず被告は、このシンポジウムについて、フェミニズムとは関係ない活動家支援に科研費を流用している等の発言を繰り返した(別表1、別表2、別表3(言論テレビ2)、別表5(前半))。

② 原告らは、研究成果の一つとして、動画『「慰安婦問題は#MeTooだ! ——性暴力 No!で手をつなごう』を、科研助成期間終了時期(2018年3月末)の後、制作公開した(2018年5月)。原告らはこの動画の制作に科研費を使用していない。科研費は原告らの各所属大学が管理しており、科研助成期間終了後の支出は制度としてもありえない。

それにもかかわらず被告は、この助成期間終了後に原告らが科研費を使ってこの動画を製作したとの発言を繰り返した(別表3(言論テレビ2、言論テレビ3))。

なお、科研費助成期間終了後に、科研費を使用せずに研究を続けたり、研究成果を発表公表することに何ら問題がないことは、言うまでもない。

それにもかかわらず被告は、この動画を助成期間終了後に制作公開したのは問題があるとの発言を繰り返した。

③ 原告牟田は、研究成果の一つとして、英文学術雑誌 *Current Sociology* 誌に ‘The “Comfort Women” issue and the embedded culture of sexual violence in

contemporary Japan.’ を発表した (July 2016; vol. 64, 4: pp. 620-636.)。学術論文は、英文・和文を問わず、またどのような研究分野においても、有償で提供されるのが通常である。これは科研費を用いた研究成果をまとめた論文であっても同様である。

それにもかかわらず被告は、この論文が「税金を使った科研費の成果であるのに無料で読めないのはおかしい」との旨の発言をし(別表3(言論テレビ1))、原告の研究成果の公開方法が不当であるかのように誹謗した。

- ④ 原告らの研究グループは、本研究により論文47件、学会等報告15件、図書5件等の成果を挙げたが、これらの著作権は各執筆者が有し、原稿料や印税を取得することができるのは当然である。

それにもかかわらず被告は、原告岡野の研究発表に関して「でもこれ雑誌に発表して原稿料ももらってもいいらしいんですね。で、本を出版したらその印税はその研究者に入るそうなんです。」と発言し、聴衆の男性が「二重取りだ。」と述べたことに対して「うん、ていう仕組みになってるって、やっぱこれはおかしいじゃないですか。」と発言し(別表4(チャンネルAJER 科研費の闇))、科研費を使った研究の成果である論文で原告岡野が原稿料や印税を不当に得ているかのように誹謗した。

- ⑤ 科研費は、日本学術振興会による厳正な審査の下、採択及び予算配分が行われている。

それにもかかわらず被告は、特定の学会の歴代理事長が多額の科研費を獲得していると述べる中で、「大体おんなじような名前が出てくるんですよ…」 「で、この岡野チヨさんっていう人。あ。」「この人はあの、さっきの、む、牟田和恵さんとも。」「さっきのところでも、共同研究者でいらっしやった方なんですけれども」と発言をし(別表5(後半))、原告岡野と原告牟田を名指しして、原告らが科研費を不当に獲得しているかのような発言を繰り返した。

#### イ、科研費による研究内容についての誹謗

- ⑥ 原告らは、本研究の一部として「慰安婦」問題に関する研究を行い、論文等を発表した。「慰安婦」問題は、国連女性差別撤廃委員会や国連人種差別撤廃委員会等においても繰り返し、解決されるべき人権問題として日本政府に解決が求められているものである。

それにもかかわらず被告は、「ねつ造はダメです。慰安婦問題は女性の人権問題ではありません。」「慰安婦は強姦された」これはねつ造です。」

「この問題を #MeTooと言っている時点でねつ造です。」等と、事実を反する決めつけを行い、原告らの研究もしたがってねつ造であるとの旨の発言を繰り返し行った（別表1）。

- ⑦ 被告の発言の中には、「反日」という言葉が繰り返し出てくる。例えば、動画で「事実であるというのが確定している…ことなどに対して、事実を反することを結論として、…うそを世界中に…国連とかを通じて発信しているような人たち、これを私は反日日本人、…主に中国…、抗日連合とか…に加担している日本人のことを反日日本人と言っているのもあって、政権批判をすることは反日日本人とは、私、呼んだことは一度もないです」（甲4の5、甲8の5、甲9の2、甲10の3）と述べ、ツイートでも「日本の国益を損なう方々です。例えば慰安婦問題などをねつ造して海外に発信する日本人は私は「反日」だと思います。嘘だとわかった今も開き直って広めている人がたくさんいます。」と述べている（甲1の2）。これらの発言からすれば、被告のいう「反日」とは、「嘘」や「事実を反すること」を「海外」「世界中」「に発信する」人で「日本の国益を損なう」人を指しており、このことが読者にも了解されているといえる。

そのうえで被告は、原告らの研究について、「日本の国益を損なう」「反日」研究であると繰り返し誹謗した。

- ⑧ 原告らは4年間にわたる研究の成果として67本の学術論文・書籍、3回の公開シンポジウム等、動画サイトおよび動画の制作等を行った。

それにもかかわらず被告は、そのごく一部を取りあげて、これだけで1775万円の科研費を使っているなどとして（別表5（前半））、原告らの研究を矮小化する発言を繰り返した。

- ⑨ 原告らは、本研究の一部として、フェミニズムが1970年代以来中核的な問題としてきた女性の性と身体をテーマとして、ワークショップ「私のアソコには呼び名がない」を行った（2016年12月19日）。これは、1980年代にアメリカで始まり世界中に広がった、女性器をクローズアップすることで女性たちの精神と身体の解放を求める演劇手法に基づくもので、フェミニズムの理論と実践にとって正統的なものとして定着している。

それにもかかわらず被告は、こうした歴史や歩みに無理解で、口に出すのはばかられるという仕草をしたり、「放送禁止用語を連発」等の言葉を使

って、上記ワークショップが恥ずかしいものであると嘲笑し、誹謗した（別表3（言論テレビ1）、別表4（科研費の闇））。

- ⑩ 原告岡野は、本科研による研究成果の一つとして学術論文「日本軍「慰安所」制度はなぜ、軍事的「性奴隷制」であるのか」を執筆し、「慰安所」制度・性奴隷制度をめぐる問題の核心は、「慰安所」において女性たちがどのように扱われていたのかであって、どのように女性たちが「慰安所」に連行されたのかではないことを、近代政治思想の知見を参照しながら、人間の尊厳を損なう制度が法的に設立・維持された点に焦点をあてることによって明らかにした。

それにもかかわらず被告は、「最初からこれは結論ありきで、これ研究でもなくて、自分の考えを表明しているだけなんですよ。」「彼女いわく、もう、あの、慰安所があって、規則正しく運営されていたことが、これがイコール性奴隷制だって言ってるんですよ。その論文読むと。で、この結論ありきに自分の意見を言うだけであれば、別に研究費って要らないじゃないですか。その結論が最初っからあってね。」と発言し（別表3（言論テレビ3）別表4（科研費の闇））、原告岡野が論証もせず結論ありきで論文を書いており研究者としての資質に欠けているかのように誹謗した。

### （3）発言の媒体

#### ア、ツイッターによる名誉毀損

被告は、「@miosugita」のアカウントを使ってツイッターを利用しており、2019年2月3日現在12.9万人のフォロワーがいる（甲1の1）。被告のツイートには、アカウントないし被告の氏名等で検索すればすぐにたどり着くことができ、ツイッター利用の有無にかかわらず、誰もがインターネット上で閲覧できるうえ、ツイッター利用者がリツイートすることによっても拡散される。

被告は原告らに対し、ツイッター上で別表1記載の計12回にも及ぶ名誉毀損行為を行った。そのツイートは別表1記載の回数、リツイートされ、「いいね」を推した数も別表1記載の数に及ぶ（甲1の3～14）。

#### イ、雑誌「月刊WiLL」による名誉毀損

雑誌「月刊WiLL」はワック株式会社が発行する月刊誌であり、紙媒体のほか電子媒体もある（甲2の2、3）。

被告は、同誌の2018年6月号に掲載された「血税科研費の蜜を吸う反日研究者を許すな」に2名の対談者の一人として登場し、この対談の中で、



原告らに対し、別表2記載の名誉毀損行為を行った（甲2の1）。

ウ、インターネットTVによる名誉毀損等

① 言論テレビによる名誉毀損等

言論テレビは、訴外櫻井よし子氏が開設し、言論テレビ株式会社が企画・運営する、週1回放映のインターネットテレビである。毎週金曜日の生放送はYouTube Liveから配信され、無料で視聴できる。YouTubeの言論テレビのチャンネル登録者数は2019年2月3日現在約5万5000人である（甲6の1）。過去動画は言論テレビ株式会社のサイトから配信され、会員は視聴できる（甲5の1～3）。

被告は、番組名「君の一步が朝（あした）を変える！」に以下のとおり出演し、原告らに対し、別表3記載の名誉毀損行為を行った（甲5の4～6、甲6の2～4）。

(a) 2018年3月16日放映

「君の一步が朝を変える！【櫻LIVE】第282回 言論さくら組勢揃いSPスクープ満載 反日学者に支払われる4.5億円の科研費」（113分）（甲5の4、甲6の2）

(b) 2018年4月20日放映

「君の一步が朝を変える！【櫻LIVE】第287回 沖縄フェミニズム活動に流れる科研費 文科省はなぜ反日活動家に科研費を配るのか」（60分）（甲5の5、甲6の3）

(c) 2018年5月18日放映

「君の一步が朝を変える！【櫻LIVE】第291回 なぜ科研費は反日学者達に流れるのか キリスト教徒迫害だけが強調された遺産登録」（61分）（甲5の6、甲6の4）

被告は、この番組を紹介する言論テレビのツイートに、コメントをつけてリツイートしている（甲7）。

② チャンネルAJERによる名誉毀損等

チャンネルAJERは、「日本の国体を守るとの視点で提言を行う」ことを目的として、Web上で政治経済に関する報道を行う政治経済専門チャンネルである。会員登録をすると無料動画を視聴でき、有料会員になるとすべての動画を視聴できるとされており（甲8の1～2）、実際には、これらの動画の多くはYouTubeやニコニコ動画に配信され、誰でも（会員になる必要はない）いつでも視聴できる（甲9の1、甲10の1）。

被告は、このチャンネルの以下の番組及び講演会に出演し、原告らに対

し、別表4記載の名誉毀損行為を行った。下記(a)と(c)の動画はいずれもチャンネルAJERのサイトで会員に無料公開されたほか(甲8の4、6)、YouTubeやニコニコ動画に配信され、誰でもいつでも視聴することができる状態にあった。

(a) 2018年5月18日、被告はチャンネルAJERの番組「杉田水脈のなでしこ復活『第25回「科研費問題』その後①」杉田水脈AJER2018.5.18(1)」に出演した(甲8の3、甲10の2)。

(b) 2018年6月18日、被告はチャンネルAJER主催の講演会「杉田水脈講演会「科研費の闇」〈特別ゲスト〉田北真樹子(産経新聞社政治部記者)」にて、講演を行った。

(c) 2018年7月18日、チャンネルAJERは(b)の講演会を「杉田水脈のなでしこ復活『特番:杉田水脈講演会「科研費の闇」～杉田水脈&田北真樹子トークショー③』杉田水脈AJER2018.7.18(x)」としてWeb上にアップし(甲8の5、甲9の2、甲10の3)、被告もこれをツイートで宣伝した(甲11)。

### ③ 文化人放送局による名誉毀損等

文化人放送局は、インターネット番組「報道特注」を運営するウェブサイトである。2017年2月12日にフェイスブック「文化人TV」を開設してYouTube動画配信を開始し、同年12月に「文化人放送局」に改称した。公式サイトによれば、2019年2月3日現在チャンネル登録数は約17万人である。(甲12の1～2、甲13)

被告は、このチャンネルの以下の番組に出演し、原告らに対し、別表5記載の名誉毀損行為を行った。これらはいずれもYouTubeに配信され、誰でもいつでも視聴することができるようにされていた(甲14の1～2)。

(a) 2018年5月7日収録、同月10日公開

特番杉田議員に聞く科研費 special 前半

(b) 2018年5月7日収録、同月13日公開

特番杉田議員に聞く科研費 special 後半

### (4) 原告ら全員に対する名誉毀損であること

被告は、別表1～3、5の中で原告牟田を名指し、別表3～5の中で原告岡野を名指ししている。被告は、原告伊田及び原告古久保を名指しこそしていないが、同人らが本研究の研究分担者であることは上記科研費データベース他インターネット等で容易に判明することである。

よって、被告は、原告牟田及び原告岡野のみならず、原告伊田及び原告古久

保の名誉も毀損したと言ふべきである。

## 5、被告による不法行為の悪質性と本訴訟の意義

### (1) 反復継続性・永続性・拡散性

被告は、2018年3月から同年7月にかけて、別表1～5のとおり、原告らに対する名誉毀損行為を、多様な媒体を用いて、繰り返し行った。しかも、被告が発言に用いた媒体には、永続的に誰もがインターネット上で閲覧・視聴することが可能なものがあり、容易に広範囲に拡散する。被告は、このインターネットの特質を知りながら、自己の発言を拡散する媒体として選択・利用した。

### (2) 影響力の大きさ

被告は、現職の自由民主党衆議院議員という職にあり、科研費の目的や運用について、一般人以上にその具体的な内容について知りうる立場にある。それ故、科研費に関する被告の発言は、一般人の発言以上に信頼に足るものとして一般読者に受け止められうる。被告はこのような立場が持つ影響力を駆使し、別表1～5の発言を行った。

## 6、損害

### (1) 慰謝料

#### ア、原告らの精神的苦痛の重大性

原告らはそれぞれ大学に所属する研究者であり、「学問の自由」の主体である。その良心と社会的責任に則り、人類史的・国際的な見地から真理を探求する自由が保障されている。

そのような原告らに対し、ねつ造である、研究費を流用しているなどと非難することは、原告らの研究者としての社会的評価を低下させ、研究者としての存在意義を否定するものである。

また、「反日」との非難は、原告らが「嘘」や「事実と反すること」を「海外」「世界中」「に発信する」人で「日本の国益を損なう」人であるとの印象を読者に与え、原告らの研究者としての社会的評価を低下させるものである。

被告の行為による原告らの精神的苦痛は極めて甚大である。

#### イ、原告らの慰謝料

(a) 本研究の研究代表者及び研究分担者である原告らは、被告の前記不法行為により、これまで築いてきた研究者としての社会的信用や評価を揺るがされ、多大なる精神的苦痛を受けた。その苦痛の程度は著しく、原告らが

有する慰謝料請求権の金額は各自金100万円を下回らない。

- (b) 加えて、原告岡野は、別表3～5の被告の行為の中で名指しされ、これまで築いてきた研究者としての社会的信用や評価を大きく揺るがされ、その受けた精神的打撃は極めて大きい。そうすると、原告岡野が有する慰謝料請求権の金額は、(a)に加えて金100万円を下回らない(計200万円)。
- (c) さらに、原告牟田は、別表1～3、5の被告の行為の中で名指しされ、被告のツイッターのリツイートで罵詈雑言を受け、勤務先である大阪大学は被告の発言と同じ文脈で研究費不正を疑う取材やクレームを受けるなど、これまで築いてきた研究者としての社会的信用や評価を根本的に揺るがされ、その受けた精神的打撃は甚大である。そうすると、原告牟田が有する慰謝料請求権の金額は、(a)に加えて金500万円を下回らない(計600万円)。

## (2) 弁護士費用

原告らは、本訴提起のための原告ら訴訟代理人への委任を余儀なくされたのであり、弁護士費用として上記慰謝料額の1割相当額は、上記被告の不法行為と相当因果関係にある損害である。

よって、原告牟田は金60万円、原告岡野は20万円、原告伊田は金10万円、原告古久保は金10万円を、それぞれ弁護士費用として請求する。

## 7、原告らの名誉を回復するための処分

- (1) 被告の別表1記載のツイートは、現在もそのまま残っており、原告らの名誉は不断に侵害され続けている。そこで、原告らの名誉を回復するため、被告に別表1記載のツイートを削除させる必要がある。
- (2) 被告のツイートには、別表1記載のとおり、相当多数の返信、リツイート、「いいね」数がある。また、被告が登場する前記動画は、現在もインターネット上で視聴可能な状態にある。これらによって、原告らの名誉は現在も不断に侵害され続けている。そこで、原告らの名誉を回復するため、被告に別紙ツイート目録記載の固定ツイートをさせる必要がある。

## 8、結語

よって、原告らは被告に対し、以下を請求するため、本訴を提起する。

- (1) 民法709条に基づき、不法行為による損害賠償として、原告牟田に対し金660万円、原告岡野に対し金220万円、原告伊田に対し金110

万円、原告古久保に対し金110万円、及び、各原告に対し、不法行為後である2018年7月18日から支払済みまで民法所定年5%の割合による遅延損害金を支払うこと。

(2) 民法723条に基づき、別表1記載のツイートをすべて削除すること、並びに別紙ツイート目録記載の文章を固定ツイートすること。

### 第3 証拠方法

別紙証拠説明書記載のとおり

### 第4 付属書類

訴状副本	1通
甲号証写し	1通
訴訟委任状	4通

(別紙)

## ツイート目録

私は、牟田和恵大阪大学教授らの科研費研究について、この研究はねつ造である、科研費を活動家支援に流用している等と、ツイッター並びに各種インターネットテレビ等で発言してきました。これらは事実無根でした。ツイートを削除し、研究グループに謝罪します。

(別紙)

当事者目録

吹田市山田丘 1-2 大阪大学大学院人間科学研究科  
原告 牟田和恵

京都市上京区相国寺門前町 同志社大学大学院  
グローバル・スタディーズ 研究科  
原告 岡野八代

堺市中区学園町 1-1 大阪府立大学人間社会システム科学研究科  
原告 伊田久美子

大阪市住吉区杉本 3-3-138 大阪市立大学人権問題研究センター  
原告 古久保 さくら

京都市中京区寺町夷川上ル ヒトミビル 4 階西室  
上瀧法律事務所 (送達場所)  
TEL : 075-255-7771 ・ FAX : 075-255-7781  
原告ら訴訟代理人 弁護士 上瀧 浩子

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル 新井ビル 1-1  
こもれび法律事務所  
原告ら訴訟代理人 弁護士 大杉光子

京都市中京区烏丸通二条下ル西側 ヒロセビル 2 階  
市民共同法律事務所  
原告ら訴訟代理人 弁護士 吉田容子

東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第 2 議員会館 907 号室  
被告 杉田水脈